

※特に記載のないときは無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容・問 い 合 わ せ 先 等
絵本をたのしむつど	9月8日(出) 14:00~	市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300	内 容：ブックトーク（テーマにそって本の紹介をしながら絵本を読みます。） 出演：ひこね児童図書研究グループ
むかしばなしを聞くつど	9月15日(出) 14:00~		内 容：昔話などを「語り」でします。 小学1年生以下 14:00~、小学2年生以上 14:40~ 出演：彦根おはなしを語る会
子ども映画会	9月8日(出) 14:00~15:00	ふれあいの館 ☎・FAX25-4452	内 容：アニメ映画「ウルトラマン」 対 象：幼児3歳以上小学生（幼児は保護者同伴）
彦根遊び博-まち歩き- ①脇街道・七曲りで遊ぼう ②鳥居本宿で遊ぼう	9月8日(出) 13:00~16:30	①寺子屋カ石集合（河原2丁目） ②大学サテライトプラザひこね集合（アル・プラザ彦根6階）	内 容：①伝統的な町家建築の公開、七曲り仏壇職人の技術の見学 ②中山道に沿って、かつての宿場町鳥居本を散策（どちらも事前申込が必要です。） NPO法人彦根景観フォーラム☎27-1141、FAX27-1431
彦根遊び博-まち歩き- ①天寧寺(てんねいじ)で遊ぼう ②佐和山周辺で遊ぼう	9月15日(出) 13:00~16:30	大学サテライトプラザひこね集合（アル・プラザ彦根6階）	内 容：①五百羅漢で有名な天寧寺の見学 ②井伊家とゆかりの深い、龍潭寺、清涼寺の見学（どちらも事前申込が必要です。） NPO法人彦根景観フォーラム☎27-1141、FAX27-1431
家族のつどい「ほっこり」	9月11日(火) 13:30~15:30	福祉保健センター2階小会議室	内 容：認知症などの家族を抱える介護者が、介護の情報交換などをする会です。気軽に参加ください。 地域包括支援センター☎23-9632、FAX26-1768
若年者就労相談 若者自立塾入塾説明会	9月14日(金)・同28日(金) 13:00~14:30	ひこね燦ぱれす ☎26-7272 FAX26-7377	内 容：キャリア・コンサルタントによる相談や適正検査を実施。働くことの喜びを体感し、自信を回復して就職を目指すことを支援する若者自立塾への入塾説明会 など
彦根市民活動センター 情報交換会	9月15日(出) 18:00~21:00 (毎月15日開催)	ひこね市民活動センター（金亀町） ☎24-4461	内 容：NPO、ボランティアなどの活動をしている人、これから活動を始めてみたい人などのための情報交換の場 参加費：300円と一品持ち寄り（食べ物、飲み物）
彦根朝市	9月16日(日) 7:00~8:00	いろは松駐車場	販売品：新鮮な季節の野菜、卵、漬物など 販売者：彦根朝市組合 ☎農林水産課☎30-6118、FAX24-9676
和紙折り紙教室	9月16日(日) 13:00~	自然の布館よりーな（河原二丁目） ☎23-2035	テーマ：阿倍仲麻呂 講師：野村和子 材料費：1,500円 持ち物：はさみ、定規、ポンド、竹べら 定 員：30人（先着順、あらかじめ電話でお申し込みください）
ひこね元気計画21ウォーキング歩き隊	9月21日(金) 9:30~11:00	彦根城周辺（市立図書館前に集合）	内 容：国宝彦根城を仰ぎながら一周します。初心者やファミリーに歩きやすいコース。桜の季節とは違う彦根城が楽しめます。 ひこね元気計画21実行委員会事務局（☎健康管理課内） ☎24-0816、FAX24-5870
俳画クラス作品展	9月29日(出)まで 8:30~17:30	高宮駅コミュニティセンター（ギャラリー）	祥青会・俳画クラブ会員22名の作品展 ☎22-5421（杉山方）
子どもセンター自主事業「人形劇」	9月30日(日) 14:00~15:00	彦根市子どもセンター ☎・FAX28-3645	子ども向け人形劇「金のオノ銀のオノ」ほか 出演：人形劇団「ゼロの会」

秋の文化祭

主催：彦根市・彦根市教育委員会・勸彦根市文化体育振興事業団  
問い合わせ先 ☎教育委員会生涯学習課☎24-7971、FAX23-9190

【9月の行事】

行 事	期 間	時 間	会 場	入場料
混声合唱i(アイ) 第3回定期演奏会	9月1日(出)	14:00~16:00(開場は13:30)	ひこね市文化プラザ エコーホール	無料
第十二回 淡海能(たんかいのう)	9月2日(日)	12:00~16:00	彦根城博物館能舞台	無料
第21回 みすえの会 水彩画展	9月7日(金)~9日(日)	9:30~16:30(9日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
全日本写真連盟滋賀県本部 第15回彦根支部写真展	9月12日(水)~16日(日)	10:00~17:00(16日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
諸 国 民 踊(みんなのうた) めぐり	9月17日(月祝)	13:00~17:00(開場は12:00)	ひこね市文化プラザ エコーホール	無料
彦根美術工芸展	9月21日(金)~23日(日祝)	9:30~16:30(23日は16:00まで)	市民会館ギャラリー	無料
彦根で中秋の名月を見る会(雨天時は星のお話とビデオ視聴)	9月25日(火)	19:00~20:30	ピハシティ彦根 屋上駐車場	無料
彦根城400年祭特別企画展 よみがえった国宝・彦根屏風と湖東焼の精華	9月28日(金)~10月26日(金)	8:30~17:30(10月25日、26日は17:00まで)	彦根城博物館	有料
滋賀県立大学オーケストラ 第11回 定期演奏会	9月29日(出)	18:00~20:00(開場は17:30)	ひこね市文化プラザ エコーホール	無料

第3回 彦根市廃棄物減量等推進審議会

ごみの減量化を進める方策と、有料化について検討する審議会です。会議は公開で行われ、傍聴できます。  
今回の会議では、ごみの減量・資源化の目標とその達成のための方法や、ごみ処理の有料化について基礎的な事項の整理を行います。

日時 9月4日(火) 14:00~17:00  
場所 ひこね燦ぱれす2階会議室(小泉町)  
申込・問い合わせ先 ☎清掃センター管理課(野瀬町) ☎22-2734、FAX24-7787



こんな相談ありました!!

「悪質な訪問販売お断り」ステッカーを全戸に配布します  
「悪質な訪問販売を彦根から追放しよう!」

消費生活相談窓口☎22-1411 番内線173番

しょう子さん 主婦。訪問販売業者がよく来るので困っている。博士 消費者問題の専門家。消費者被害の防止に奔走している。

犬上・彦根防犯自治会が作成した「悪質な訪問販売お断り」ステッカーを全戸に配布する予定です。そう。去年の4月に改正された

「滋賀県消費生活条例(以下、「条例」)施行規則」では、勧誘を拒否しているのに、なおも勧誘を続けることを、不当な取引行為として禁止しているんだ。つまり、玄関にこのステッカーが貼ってあるのに、「ちょっとだけでも」と勧誘を続けると条例違反になるんだ。違反すると、滋賀県から処分を受けたり、処分内容を公表されたりするんだよ。

全国に知られるのね。ところで、どんな人が被害に遭いやすいの? 家にいることの多い高齢者や、一人暮らしの若者が特に狙われやすんだ。いったん契約してしまつと、



▲「悪質な訪問お断り」ステッカー、「広報ひこね」9月1日号と同時に全戸に配布されます。



あきらめてしまつても多く、「次々販売」の標的にされて被害が高額になることもあるんだよ。だから、消費者被害の未然防止には、勧誘そのものを拒否するのが一番なんだよ。

じゃあ、被害に遭いやすい人の家だけに貼ればいいんじゃない? 特定の家だけに貼ると、その家が、高齢者や一人暮らしの家だと

事業者に教えてしまうことになるよ。それに、しつこい勧誘に困っている家庭は多いのじゃないかな。このような「アウト」型の意思表示は、一斉かつ大量に行うことで効果が上がると言われているんだよ。市民全体で「ノー(いやない!)」と言つことが重要なんだ。

なるほど。でも、このステッカー、「悪質な」って書いてあるけど、事業者が、「うちは悪質じゃない。」って言つたらどうしたらいいの。

訪問販売を規定する「特定商取引に関する法律」では、事業者は、勧誘を始める前に、会社名、勧誘する商品・サービス名と、契約を締結する目的で来たことを告げなければならぬと決められているんだよ。もし、販売目的などを説明しても、消費者が、「いりません。」「うちは不要です。」など、勧誘を拒否する意思を示せば、勧誘してはいけないんだよ。守らなければ「悪質な訪問販売」になるんだよ。

でも、なかには「無料点検に来ました」という事業者もありますよ。そつだね。でも、その場合も、「点検後に、リフォーム工事の勧誘をします。」という、本来の目的を事前に言わないと法律違反になるし、条例でも、「販売の目的を隠した勧誘」は、禁止されているんだよ。

このステッカーを貼ることで、市民みんなが安心して暮らせて、悪質な事業者による被害のないまちづくりのきっかけになるといいね。皆さん、自宅の玄関や門などに、「悪質な訪問販売お断りステッカー」を、ぜひ貼ってください。

「オフトアウト」英語で「脱退」の意味。承諾のない広告メールを送信しないように依頼することから転じて、事業者側の行動について拒否の意思を示す行為。

該当する人は申請を!  
年金時効特例法が施行されました

「年金時効特例法」とは、支給漏れが発見されたにもかかわらず、時効により受給できなかった年金がもらえるように定めた法律です。この法律によって、年金記録の訂正のために消滅した分を含めて、本人、または遺族へ全額が支給されます。詳しくは、「ねんきんダイヤル」が彦根社会保険事務所までお問い合わせください。

対象となる人  
(1)既に年金記録が訂正されている人のなかで、次のいずれかの条件に該当する人  
①年金記録の訂正によって年金額が増えた人  
②年金記録の訂正によって、年金の受給資格が確認され、新たに年金を受給する人  
③「①」「②」に該当するが、すでに死亡している人の遺族

(2)今後、年金記録が訂正される人で、訂正の結果、(1)の①③と同じように年金額が増える人

問い合わせ先 彦根社会保険事務所  
年金給付課☎23-1116番、FAX23-9038番、ねんきんダイヤル☎0570-051116番  
(月)金曜日の午前8時30分~午後5時15分)